

佐賀県規則第11号

佐賀県少年自然の家設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県少年自然の家設置条例施行規則（平成24年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（休所日）</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち少年自然の家の休所日は、<u>指定管理者が必要があると認めた日とする。</u></p>	<p>（休所日）</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち少年自然の家の休所日は、<u>12月29日から翌年1月3日までの日とする。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休所することができる。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休所するときは、知事に協議しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。